

「パートナーシップ構築宣言」

当金庫は、サプライチェーンのお取引先の皆さまや価値創造を図る事業者の皆さまとの連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接のお取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、お取引先との共存共栄の構築をめざします。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

（1）企業間の連携

外部専門家や提携企業と連携し、販路拡大、事業承継・M&A、経営改善など、お取引先が抱える様々な課題の解決に取り組みます。

（2）専門人材マッチング

当金庫が運営する有料職業紹介事業所「トライアルワークセンター」や提携企業との連携を通じて、お取引先の人材確保に関する課題に取り組みます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、お取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。下請取引以外の企業間取引についても、取引上の地位に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意します。

（1）価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

(2) 手形などの支払条件

下請代金は、取引における適正な支払期日までに現金で支払います。

(3) 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

(4) 働き方改革等に伴うしわ寄せ

お取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

「明日をひらく～自らの成長でお客さまや地域の成長を実現する～」が当金庫の経営理念であり、「お客さまの幸せを実現し、地元を元気にすることで、職員も幸せになり、当金庫が存在価値を高める」ことが私たちの進むべき道であります。

お客さまに徹底的に寄り添うことで「共感」し合い、信頼関係を深めて、地域に強く支持される信用金庫をめざしてまいります。

2021年9月27日

(2024年6月28日更新)

旭川信用金庫

理事長 武田 智明